

北上市訓令第5号

市長部局

北上市市長部局代決専決規程及び北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市市長部局代決専決規程及び北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部を改正する訓令

(北上市市長部局代決専決規程の一部改正)

第1条 北上市市長部局代決専決規程(平成3年北上市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(後閲及び報告)</p> <p>第7条 代決した事項については、あらかじめ指示されたもの</p>	<p>(代決及び指定代決の表示)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、情報システム(北上市情報管理運用規則(平成17年北上市規則第76号)第2条第9号に規定する情報システムをいう。以下同じ。)により代決し、又は指定代決をする場合にあっては、朱書することを要しない。</u></p> <p>—</p> <p>(後閲及び報告)</p> <p>第7条 代決した事項については、あらかじめ指示されたもの</p>

を除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けなければならない。

2 [略]

(専決事項)

第9条 [略]

2～6 [略]

別表第1 (第9条関係)

1 各部課等に共通する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 財務に関する事項

事務の種類	専決事項		決裁権者		
			副市長	部長	課長
[略]					
施行	(1) 工事又は製造の	施行の決定	1件3,000万円未満	1件1,000万円未満	[略]
		既施行のもの	1件3,000万円未満	1件1,000万円未満	[略]

を除き「要後閲」と朱書し、速やかに上司の後閲を受けなければならない。ただし、情報システムにより代決した事項にあっては、この限りでない。

2 [略]

(専決事項)

第9条 [略]

2～6 [略]

7 北上市長の権限に属する事務の補助執行規程(平成3年北上市訓令第8号)第4条第5項の規定により幼稚園の職員に補助執行させる事務のうち、幼稚園長が専決できない事項については、健康こども部子育て支援課長が専決事項の範囲内で専決する。

別表第1 (第9条関係)

1 各部課等に共通する事務に係る専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 財務に関する事項

事務の種類	専決事項		決裁権者		
			副市長	部長	課長
[略]					
施行	(1) 工事又は製造の	施行の決定	1件5,000万円未満	1件2,000万円未満	[略]
		既施行のもの	1件5,000万円未満	1件2,000万円未満	[略]

請負	額変更の決定	決定を受けたものの変更で変更金額が <u>900万円</u> 未満	決定を受けたものの変更で変更金額が <u>300万円</u> 未満	
	既施行のもの工期変更の決定	1件 <u>3,000万円</u> 未満の施行の決定を受けたもの	1件 <u>1,000万円</u> 未満の施行の決定を受けたもの	[略]
	[略]			
	検査員の指定	[略]		1件 <u>130万円</u> 未満
(2) 物品の購入	施行の決定	[略]		1件 <u>100万円</u> 未満
	[略]			
(3) 業務委託	施行の決定	1件 <u>2,000万円</u> 未満	[略]	
	既施行のもの金額変更の決定	1件 <u>2,000万円</u> 未満の決定を受けたものの変更で変更金	[略]	

請負	額変更の決定	決定を受けたものの変更で変更金額が <u>1,500万円</u> 未満	決定を受けたものの変更で変更金額が <u>400万円</u> 未満	
	既施行のもの工期変更の決定	1件 <u>5,000万円</u> 未満の施行の決定を受けたもの	1件 <u>2,000万円</u> 未満の施行の決定を受けたもの	[略]
	[略]			
	検査員の指定	[略]		1件 <u>200万円</u> 未満
(2) 物品の購入	施行の決定	[略]		1件 <u>150万円</u> 未満
	[略]			
(3) 業務委託	施行の決定	1件 <u>3,000万円</u> 未満	[略]	
	既施行のもの金額変更の決定	1件 <u>3,000万円</u> 未満の決定を受けたものの変更で変更金	[略]	

		額が <u>600万</u> 円未満					額が <u>1,000</u> 万円未満			
	既施行の ものの工 期変更の 決定	1件 <u>2,000</u> 万円未満の 施行の決定 を受けたも の	[略]				1件 <u>3,000</u> 万円未満の 施行の決定 を受けたも の	[略]		
	[略]						[略]			
	(4) 物 品の 借入 れ	施行の決 定	1件 <u>1,000</u> 万円未満	1件 <u>200万</u> 円未満	1件 <u>50万</u> 円未満		施行の決 定	1件 <u>2,000</u> 万円未満	1件 <u>300万</u> 円未満	1件 <u>80万</u> 円未満
	[略]						[略]			
検査	(1) 工事及び工 事に係る業務 委託の検査調 書及び検収調 書	[略]			1件 <u>130</u> 万円未満		(1) 工事及び工 事に係る業務 委託	[略]		1件 <u>200</u> 万円未満
	(2) 売買	[略]			1件 <u>80万</u> 円未満		(2) 売買	[略]		1件 <u>150</u> 万円未満
	(3) 業務委託	[略]			1件 <u>50万</u> 円未満		(3) 業務委託( <u>第1号に掲げ るものを除く</u> 。 )	[略]		1件 <u>100</u> 万円未満

	(4) 物品の借入れ	[略]	1 件 <u>40万</u> 円未満		
支出負担行為 (寄付金を除く。)	[略]				
	(3) 契約	工事請負	[略]	1 件 <u>130万</u> 円未満	1 件 <u>50万</u> 円未満
		売買	[略]	1 件 <u>80万円</u> 未満	1 件 <u>50万</u> 円未満
		業務委託	[略]	1 件 <u>50万円</u> 未満	1 件 <u>30万</u> 円未満
		物品の借入れ	[略]	1 件 <u>40万円</u> 未満	1 件 <u>20万</u> 円未満
[略]					
[略]					
行政財産の使用許可	[略]				
	(2) 10日以内の使用許可及び前年度と申請内容を変えずに継続して使用するものの許可	[略]			

	(4) 物品の借入れ	[略]	1 件 <u>80万</u> 円未満		
支出負担行為 (寄付金を除く。)	[略]				
	(3) 契約	工事請負	[略]	1 件 <u>200万</u> 円未満	1 件 <u>100万</u> 円未満
		売買	[略]	1 件 <u>150万</u> 円未満	1 件 <u>100万</u> 円未満
		業務委託	[略]	1 件 <u>100万</u> 円未満	1 件 <u>50万</u> 円未満
		物品の借入れ	[略]	1 件 <u>80万円</u> 未満	1 件 <u>50万</u> 円未満
[略]					
[略]					
行政財産の使用許可	[略]				
	(2) 10日以内の使用許可及び既に受けている使用許可と内容を変えずに継続して使用しようとする使用申請に係る使用許可	[略]			

[略]

2 企画部に属する事務に係る専決事項

- (1) [略]
- (2) 総務課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
統計	[略]			
その他	庁内放送に係る事務			○

- (3)・(4) [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

- (1) 財政課

事務の種類	専決事項	決裁権者			
		副市長	部長	課長	
[略]					
支出負担行為	契約	工事請負	1件4,000万円未満	1件2,000万円未満	1件1,000万円未満
		売買	[略]	1件1,000万円未満	1件500万円未満
		業務委託	1件2,000万円未満	1件1,000万円未満	1件500万円未満
		物品の借	[略]	1件1,000万円未満	1件500万円未満

[略]

2 企画部に属する事務に係る専決事項

- (1) [略]
- (2) 総務課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
統計	[略]			

- (3)・(4) [略]

3 財務部に属する事務に係る専決事項

- (1) 財政課

事務の種類	専決事項	決裁権者			
		副市長	部長	課長	
[略]					
支出負担行為	契約	工事請負	1件5,000万円未満	1件3,000万円未満	1件2,000万円未満
		売買	[略]	1件1,500万円未満	1件1,000万円未満
		業務委託	1件3,000万円未満	1件2,000万円未満	1件1,000万円未満
		物品の借	[略]	1件1,500万円未満	1件1,000万円未満

	入れ	万円未満	円未満	
[略]				
(2) 資産経営課				
事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
庁舎管理 (本庁舎 及び和賀 庁舎に限 る。)	(1)～(4) [略]	[略]		
[略]				
(3)～(5) [略]				
4・5 [略]				
6 福祉部に属する事務に係る専決事項				
(1)～(3) [略]				
(4) 長寿介護課				
事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
高齢者	(1)～(5) [略]	[略]		
	(6) <u>在宅高齢者 等配食サービ ス事業対象者</u>			○

	入れ	万円未満	万円未満	
[略]				
(2) 資産経営課				
事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
庁舎管理 (本庁舎 及び和賀 庁舎に限 る。)	(1)～(4) [略]	[略]		
	(5) <u>庁内放送に 係る事務</u>			○
[略]				
(3)～(5) [略]				
4・5 [略]				
6 福祉部に属する事務に係る専決事項				
(1)～(3) [略]				
(4) 長寿介護課				
事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
高齢者	(1)～(5) [略]	[略]		

	の決定			
	(7) [略]	[略]		
	(8) [略]	[略]		
[略]				
包括支援	[略]			
	(3) 介護予防講座 の開設	[略]		
	[略]			

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

- (1) [略]  
(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
施設等の確認	(1)・(2) [略]	[略]		
給付の認定	(1)・(2) [略]	[略]		
施設型給	(1)・(2) [略]	[略]		

	(6) [略]	[略]	
	(7) [略]	[略]	
[略]			
包括支援	[略]		
	(3) 地域支援事業 の実施	[略]	
	[略]		

7 健康こども部に属する事務に係る専決事項

- (1) [略]  
(2) 子育て支援課

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		副市長	部長	課長
[略]				
施設等の確認	(1)・(2) [略]	[略]		
	(3) 特定乳児等 通園支援事業 の確認			○
給付の認定	(1)・(2) [略]	[略]		
	(3) 乳児等支援 給付の受給資 格の認定			○
施設型給	(1)・(2) [略]	[略]		

付費の給 付等  [略] (3) [略] 8～11 [略]	付費の給 付等 <u>(3) 乳児等通園 支援給付費の 支出負担行為 及び支出命令</u>  [略] (3) [略] 8～11 [略]	<input type="radio"/>
備考 改正部分は、下線の部分である。		

(北上市長の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正)

第2条 北上市長の権限に属する事務の補助執行規程（平成3年北上市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育委員会教育部の職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項に掲げるもののほか教育委員会教育部の総務課長（以下「総務課長」という。）の専決できる事項は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給料、職員手当等及び共済費の支出負担行為、支出命令、戻入命令及び支出科目の更正</u></p> <p>(2) <u>職員の児童手当の認定に関すること。</u></p> <p>5 小学校及び中学校の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 単価契約を行っているもの及び1件30万円未満（幼稚園</p>	<p>(教育委員会教育部の職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項に掲げるもののほか教育委員会教育部の総務課長（以下「総務課長」という。）の専決できる事項は、<u>職員の児童手当の認定に関することとする。</u></p> <p>5 小学校、<u>中学校及び幼稚園</u>の長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 単価契約を行っているもの及び1件30万円未満（幼稚園</p>

及び保育所にあつては10万円未満)の支出負担行為(補助金及び寄附金を除く。)、納入物品の検収、支出命令、戻入命令及び支出科目の更正

(2)～(5) [略]

(選挙管理委員会事務局等の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に定めるもののほか、農業委員会事務局の職員については、次の事務を補助執行させる。

(1) 農用地利用集積等促進計画の認可並びに通知及び公告に関すること。

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。)の規定に基づく農用地利用集積計画の作成及び公告に関すること。

(3) 旧農業経営基盤強化促進法の規定に基づく登記の嘱託に関すること。

3 前2項に掲げる事務について、委員会等の事務局の長の専決できる事項は、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、「教育部長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。ただし、別表中、教育部長の欄に○印の記載があるとき又は何も記載がない場合は、課長の欄に記載されている事項を専決できる事項とする。

にあつては10万円未満)の支出負担行為(補助金及び寄附金を除く。)、納入物品の検収、支出命令、戻入命令及び支出科目の更正

(2)～(5) [略]

(選挙管理委員会事務局等の職員に補助執行させる事務)

第6条 [略]

2 前項に掲げる事務について、委員会等の事務局の長の専決できる事項は、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、「教育部長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。ただし、別表中、教育部長の欄に何も記載がない場合は、課長の欄に記載されている事項を専決できる事項とする。

2 前項に掲げる事務について、委員会等の事務局の長の専決できる事項は、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、「教育部長」とあるのは、「選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長」と読み替えるものとする。ただし、別表中、教育部長の欄に何も記載がない場合は、課長の欄に記載されている事項を専決できる事項とする。

別表（第4条関係）

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		教育部長	課長	
[略]				
施行	(1) 工事 又は製 造の請 負	施行の決定	1件 <u>1,000万円</u> 未満	[略]
		既施行のもの の金額変更の 決定	1件 <u>1,000万円</u> 未満の決定を受 けたものの変更 で変更金額が 300万円未満	[略]
		既施行のもの の工期変更の 決定	1件 <u>1,000万円</u> 未満の施行の決 定を受けたもの	[略]
	[略]			
	検査員の指定	[略]	1件 <u>130万</u> 円未満	
(2) 物品 の購入	施行の決定	[略]	1件 <u>100万</u> 円未満	
	検査員の指定	[略]		
[略]				
(4) 物品 の借入	施行の決定	1件 <u>200万円</u> 未 満	1件 <u>50万円</u> 未満	

別表（第4条関係）

事務の種類	専決事項	決裁権者		
		教育部長	課長	
[略]				
施行	(1) 工 事又 は製 造の 請負	施行の決定	1件 <u>2,000万円</u> 未満	[略]
		既施行のもの の金額変更の 決定	1件 <u>2,000万円</u> 未満の決定を受 けたものの変更 で変更金額が 400万円未満	[略]
		既施行のもの の工期変更の 決定	1件 <u>2,000万円</u> 未満の施行の決 定を受けたもの	[略]
	[略]			
	検査員の指定	[略]	1件 <u>200万</u> 円未満	
(2) 物品 の購入	施行の決定	[略]	1件 <u>150万</u> 円未満	
	検査員の指定	[略]		
[略]				
(4) 物品 の借入	施行の決定	1件 <u>300万円</u> 未 満	1件 <u>80万円</u> 未満	

	れ	検査員の指定	[略]		
検査	(1)	工事及び工事に係る業務委託の検査調書及び検収調書	[略]	1件130万円未満	
	(2)	売買	[略]	1件80万円未満	
	(3)	業務委託	[略]	1件50万円未満	
	(4)	物品の借入れ	[略]	1件40万円未満	
支出負担行為 (寄付金を除く。)	[略]				
	(3)	契約	工事請負	1件130万円未満	1件50万円未満
		売買		1件80万円未満	1件50万円未満
		業務委託		1件50万円未満	1件30万円未満
		物品の借入れ		1件40万円未満	1件20万円未満
	[略]				
[略]					
行政財	[略]				

	れ	検査員の指定	[略]		
検査又は検収	(1)	工事及び工事に係る業務委託	[略]	1件200万円未満	
	(2)	売買	[略]	1件150万円未満	
	(3)	業務委託(第1号に掲げるものを除く。)	[略]	1件100万円未満	
	(4)	物品の借入れ	[略]	1件80万円未満	
支出負担行為 (寄付金を除く。)	[略]				
	(3)	契約	工事請負	1件200万円未満	1件100万円未満
		売買		1件150万円未満	1件100万円未満
		業務委託		1件100万円未満	1件50万円未満
		物品の借入れ		1件80万円未満	1件50万円未満
	[略]				
[略]					
行政財	[略]				

産の使 用許可	(2) 10日以内の使用許 可及び前年度と申請 内容を変えずに継続 して使用するものの 許可	[略]	産の使 用許可	(2) 10日以内の使用許 可及び既に受けてい る使用許可と内容を 変えずに継続して使 用しようとする使用 申請に係る使用許可	[略]
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。